

奈良県高等学校体育連盟

危機管理マニュアル

県高体連主催事業（県総体・県新人・県定通等）

「県高体連主催事業」危機管理マニュアル

〈目次〉

1 緊急時対応の基本的な考え方	1
(1) 緊急事案	1
(2) 救護所の設置等	1
(3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止	2
(4) 競技大会等の中止・中断等の協議	2
(5) 関係機関への報告	1
(6) 県高体連事務局からの派遣	2
(7) 報道機関への対応	2
(8) 最終判断者	2
2 運営体制(連絡フロー)	3
3 緊急事案発生時における連絡体制(フロー)	4
4 競技大会等の中止・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(フロー)	5
(1) 全競技大会の中止等を検討しなければならない状況	5
(2) 各競技種目別大会の中止等を検討しなければならない状況	5
5 競技等運営に当たっての注意事項	6
(1) 緊急事案に備えての事前確認	6
(2) 1日単位の競技等運営の確認	6
(3) 緊急時の対応体制	6
6 1日単位の競技運営の流れ(フロー)	7
7 自然災害等に対する予防及び対応	8
(1) 荒天時(気象警報発令時等)の対応	8
(2) 落雷(降雨含む)に伴う対応	8
(3) その他の災害に対する対応	8
(4) 入場者、その他一般県民とのトラブル	10
(5) 競技大会開催中の気象情報等入手方法(参考)	10
(6) 代替日の設定及び参加校への連絡	10
8 不審物等の対応	10
(1) 基本的な初期対応	10
(2) 爆破予告等の電話が入った場合	10
(3) 不審者を発見した場合	10
(4) 不審物を発見した場合	11
9 Jアラート発令時の対応	11
(1) 参加者への周知	11
(2) 正確かつ迅速な情報収集	11
10 疾病等の予防及び対応	11
(1) 食中毒発生時の対応について	11
(2) 感染症等の発生時における対応について	11
(3) 熱中症予防及び対応について	12
11 個人情報及び肖像権に関わる取り扱い	13
12 参考資料	14
(1) 奈良県部活動の在り方に関する方針	14
(2) スポーツ・ハラスメントへの対応	16
(3) 盗撮等が疑われる行為への対応	17
報告様式「緊急事案発生時の報告書」	18

| 緊急時対応の基本的な考え方

(1) 緊急事案

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、P.18【報告様式】に基づき、電話又はメール等で速やかに当該競技専門部委員長(競技会場が複数にわたる場合は、会場責任者)が、県高体連事務局に連絡する。

- ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷等)
- イ 事故(交通事故等)※人身事故等で傷病者が重篤な場合
- ウ 病院搬送事例
- エ 怪我
- オ 食中毒
- カ 熱中症
- キ その他(感染症など)

(2) 救護所の設置等

競技専門部は各競技会場等に、「救護所」を設置する。

なお、各競技会場には、AED(自動体外式除細動器)を設置する。もしくは、設置場所を必ず確認しておく。

あわせて、救急車の手配(常駐も含め)及び連絡について事前に調整を行う。

(3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、競技専門部は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

(4) 競技大会等の中止・中断等の協議

競技大会等の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこと。

また、緊急事案が発生した場合、競技専門部は、競技大会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。

なお、競技大会の終了時刻については、原則午後5時までとし、競技時間の延長、荒天時等による競技中断等があっても選手及び役員・補助員等の健康管理及び安全管理に配慮し対応する。

(5) 関係機関への報告

上記(1)の事由により競技大会の中止・中断等の協議を行った場合、競技専門部は、県高体連事務局、及び関係機関に報告を行う。

(6) 県高体連事務局からの派遣

競技専門部から報告を受けた県高体連事務局は、関係機関等への連絡・協議を行い、必

要に応じて県高体連事務局から本部役員等を競技会場に派遣する等、適切に対応する。

(7) 報道機関への対応

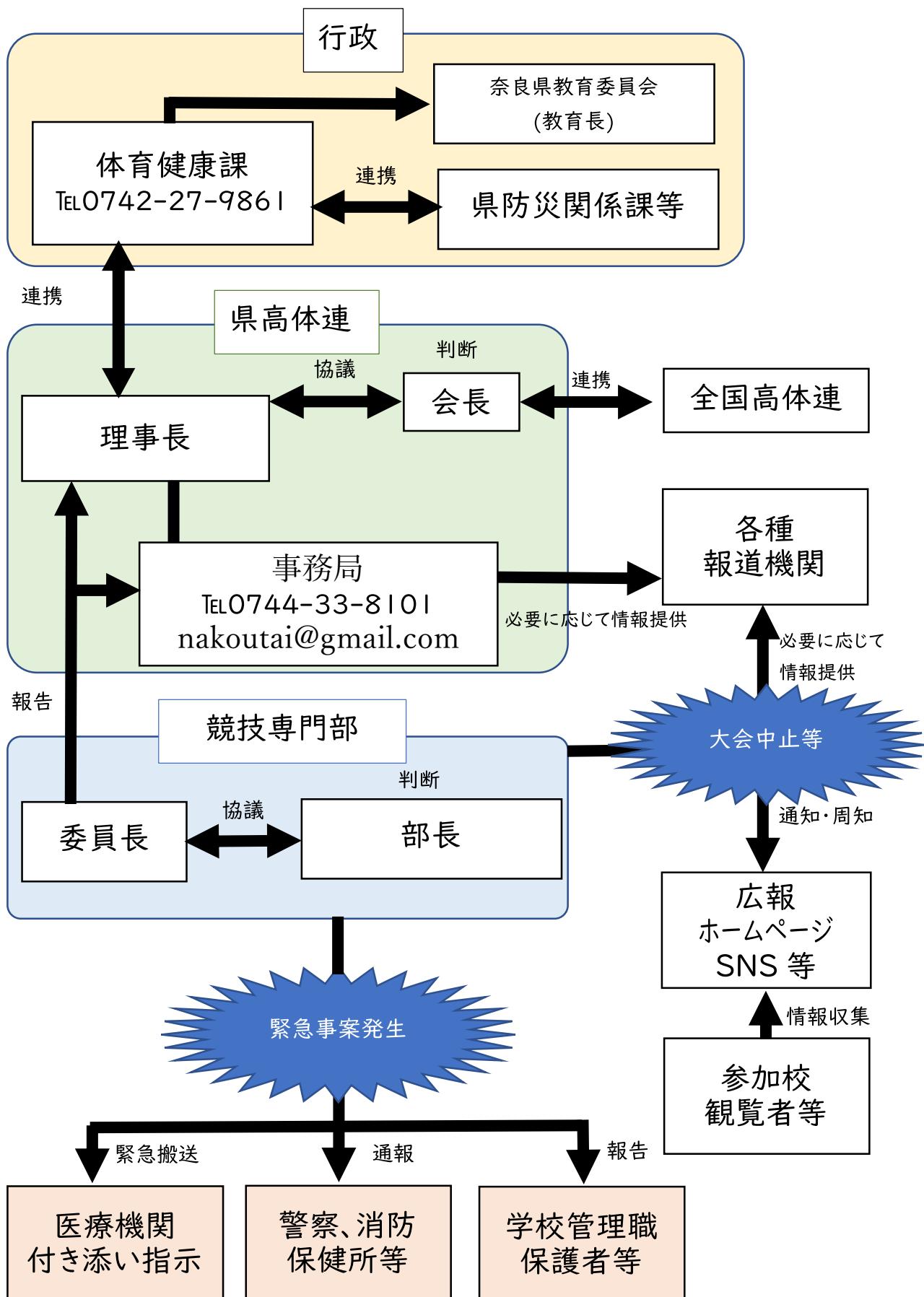
県高体連事務局は、競技専門部からの報告に基づき、必要に応じて速やかに報道提供資料を作成し、県教育委員会と連携して新聞社等への資料提供又は記者会見等を行う。

なお、個人情報の取り扱いについては、人命に関わる特段の情報提供のほか、P.13(11)「個人情報及び肖像権に関わる取り扱い」に準拠するものとする。

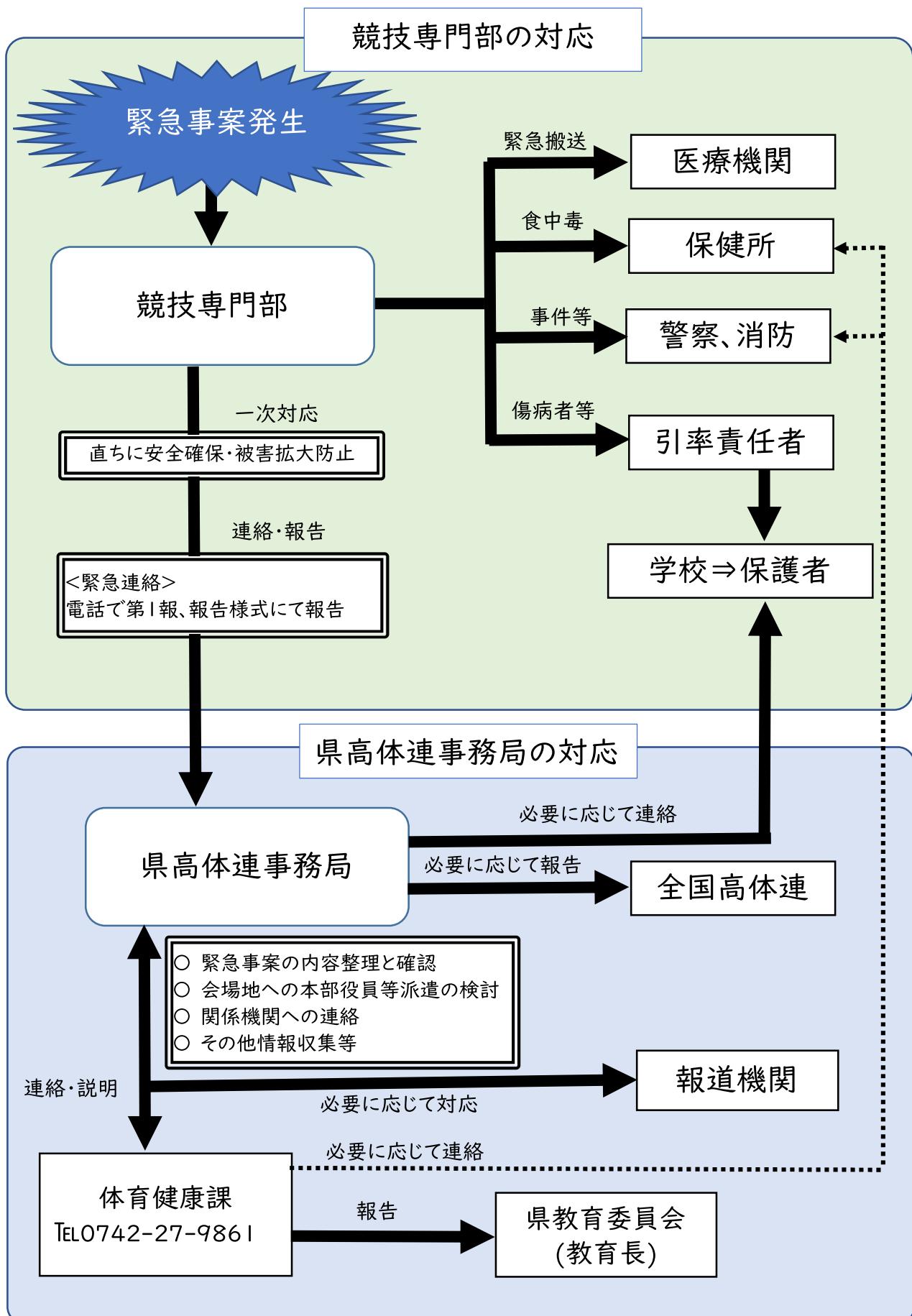
(8) 最終判断者

全競技大会に関わる緊急時対応の最終的な判断については、県高体連会長が行うものとする。各競技種目別大会における緊急対応の最終的な判断については、各競技専門部長が行う。

2 運営体制(連絡フロー)



3 緊急事案発生時における連絡体制(フロー)



4 競技大会等の中止・順延・中止等決定に係る基本的な考え方(フロー)

(1) 全競技大会の中止等を検討しなければならない状況

奈良県全域で、参加者の「生命、身体もしくは財産に重大な被害が生じた、又は生じるおそれがある事態」が発生した場合

県高体連事務局が、情報収集し各地の状況確認

<緊急対策会議>

会長、副会長、体育健康課、関係者招集し協議

態度決定

県高体連会長

正式態度を各学校長及び全競技専門部長に連絡・指示

(2) 各競技種目別大会の中止等を検討しなければならない状況

地域的な、気象警報、暴風雨警報等の重大警報等が発令された場合や雷雲の接近にともない、落雷の危険が迫った場合など

競技専門部が、情報収集し各地の状況確認

<競技専門部緊急対策会議>

競技専門部長、競技専門部委員長、競技専門部副委員長、関係者招集し協議

態度決定

連携

県高体連事務局
と連携

県高体連会長あてに正式に態度を報告

全てのチームの監督・選手に通知

5 競技等運営に当たっての注意事項

(1) 緊急事案に備えての事前確認

① 競技専門部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AEDの設置場所の確認等を行う。

また、必要とする会場図や個別マニュアル(EAP:緊急時対応計画)等を作成する。

② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、下記事項を確認しておく。

ア 避難場所、避難経路、非常口等

イ AED及び消火器の設置場所・使用方法

③ 会場設営等については安全対策を十分に行う。

(テント設営における強風対策等)

(2) 1日単位の競技等運営の確認

① 競技専門部は下記に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め各責任者等に周知しておく。

② 災害や事件・事故が発生した場合は、県高体連事務局へP.18【報告様式】により、各競技専門部委員長から報告する。

連絡事項	連絡先	
	県高体連事務局	報道
災害(地震、台風等)	●	
事件・事故等	●(その都度)	
競技結果	●	●
競技の中止・再開	●(必要な場合)	
その他連絡事項	●	内容により

③ 開始時刻については、原則、学校勤務時間を遵守したうえで設定する。

④ 補助員の集合、解散時刻については、健康面・安全部面に十分留意し設定する。

業務終了時刻(会場での解散時刻)を原則午後5時とする。競技時間の延長、荒天等による競技中断等があっても、補助員の安全管理を考慮し対応する。

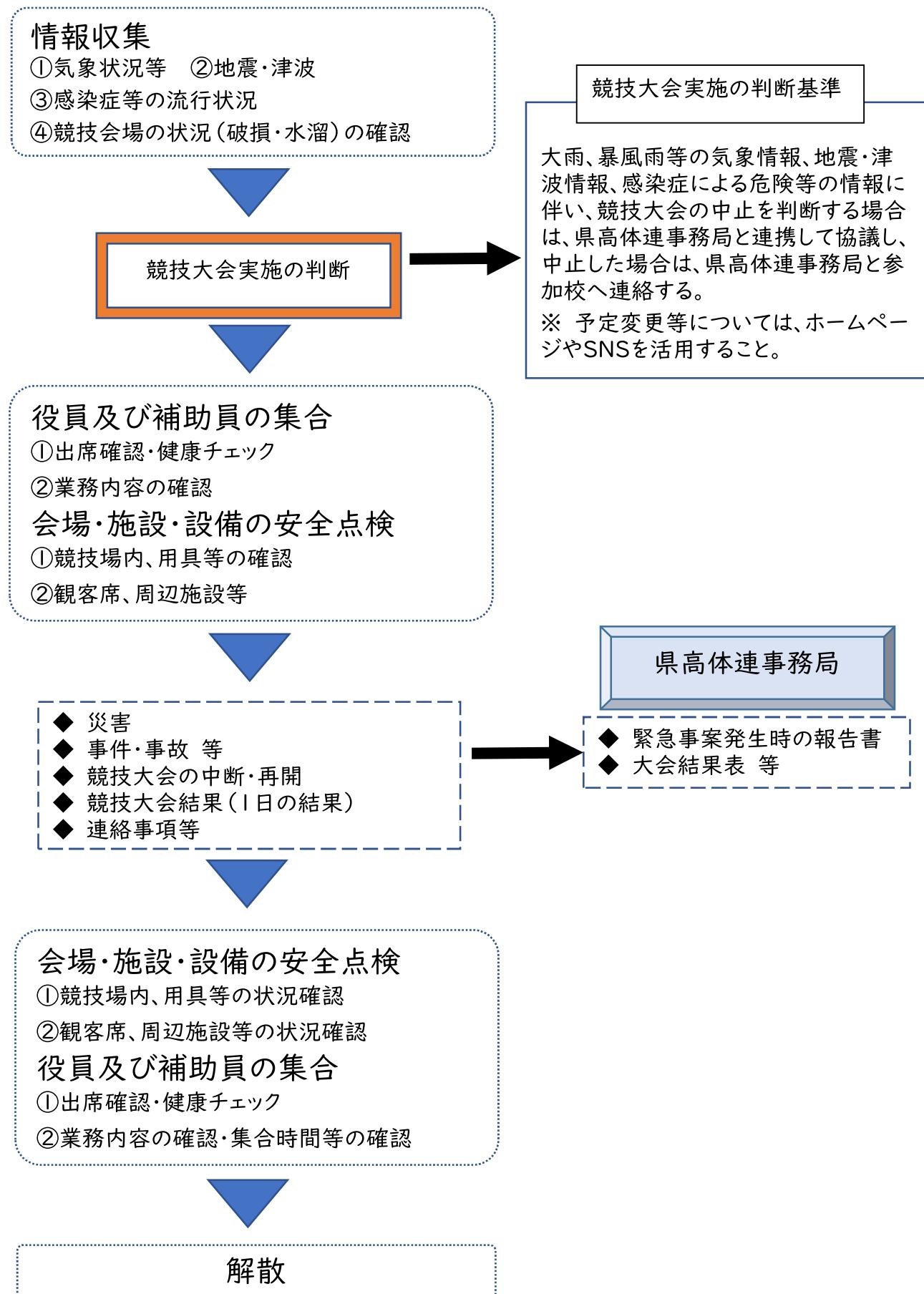
(3) 緊急時の対応体制

競技大会運営に支障が発生した場合に備えて、競技専門部ごとに対応マニュアル(EAP)を作成しておく。

(例) ・ 自然災害、地震発生時への対応

- ・ 非常変災等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応
- ・ 不審者、不審物等の対応

6 | 日単位の競技運営の流れ(フロー)



7 自然災害等に対する予防及び対応

(1) 荒天時(気象警報発令時等)の対応

- ① 競技専門部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を隨時確認・収集する。
- ② 事前に設定した時刻(例:競技開始3時間前等)において、気象警報が発令されている場合は、原則として、競技大会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。
- ③ 午前8時までに気象警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員・補助員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。(競技開始、再開の場合も事前に設定した終了時刻を厳守すること。)
- ④ 午前8時の段階で気象警報が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技大会は原則として中止とする。

(2) 落雷(降雨含む)に伴う対応

① 競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、落雷等の急激な気象状況の変化に備え、大会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定(特に屋外競技)
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- ウ 繼続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

② 競技大会の中止・中止等の判断

競技専門部(主に屋外競技)は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技大会の中止・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて大会参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離(約10km)の範囲内は、その場に落雷する可能性があるため、十分注意する。

(3) その他の災害に対する対応

① 光化学スモッグ注意報

光化学スモッグ(オキシダント)の濃度が高くなると、人によっては目や喉の痛み、吐き気等の健康被害が発生する場合があるため、ホームページ等から情報を収集し、対応にあたる。

ア 注意報の発令

光化学スモッグ注意報は、県内各地域にある測定点のうち、1つでも大気中におけるオキシダント濃度が1時間値0.12ppm以上である状況になり(測定点がない地域については、周辺地域における測定点の状況により)、気象条件からみて、その状態が継続すると認められたときに発令される。

イ 注意報発令後の対応

大会参加者の健康状態の監視を継続とともに、光化学オキシダントによるものと思われる健康被害の報告があった場合は、競技大会を一時中断し被害の拡大防止に努める。

ウ 被害発生時の対応

競技専門部は、競技会場において光化学オキシダントによると思われる健康被害の報告があった場合は、次の措置を行う。

被害状況	対応
目やのどに刺激や痛み	洗眼や洗顔、うがい等を行い屋内や日陰などで静養させる。
頭痛や手足のしびれ、吐き気、呼吸困難、失神などの症状	医療機関に搬送する。

※ 重大な事案においては被害の発生状況について、県高体連事務局へ P.18

【報告様式】により報告するとともに、関係機関の調査に協力する。

② 地震

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 被害状況の確認

施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。

また、テレビ、ラジオ、インターネット等により地震情報を確認し、併せて関係者に伝達する。

ウ 被害が発生した場合、又は震度4以上の場合

被害状況	対応
火災発生	初期消火に当たる。
施設破損	現場を確認。危険な場合は観客等が立ち入らないようにする。
負傷者発生	負傷者を処置する。
医療機関に搬送する重症傷病者発生	応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する。

エ 競技専門部は、被害状況等を基に競技大会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

オ 競技専門部は、被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

③ 火災

ア 火災が発生した場合、大声で周囲の人々に注意を呼びかける。

イ 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。

ウ 競技専門部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。

エ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。

オ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。

カ 競技専門部は、火災及び被害の状況等を基に、競技大会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

(4) 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に 110 番通報する。

(5) 競技大会開催中の気象情報等入手方法(参考)

情報	情報元・連絡先等
天気一般(大雨・暴風等)	・地方気象台ホームページ・地方気象台 観測予報課
台風	・気象庁ホームページ(台風情報) http://www.jma.go.jp/jp/typh/
雷	・気象庁ホームページ(雷情報) https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/
地震(津波)	・気象庁ホームページ(地震情報) http://www.jma.go.jp/jp/quake/
紫外線	・気象庁ホームページ(紫外線情報分布図) http://www.jma.go.jp/jp/uv/
光化学オキシダント	・環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめくん」 http://soramame.taiki.go.jp/
熱中症警戒アラート	・環境省熱中症予防情報サイト http://www.wbgt.env.go.jp/ ・環境省公式 LINE アカウント https://lin.ee/mj3kmWD



(6) 代替日の設定及び参加校への連絡

中止した競技大会において、全国大会等への代表権選考の必要があり代替日を設定する必要がある場合は、学校行事等を十分考慮する。

なお、代替日は原則として週休日に設定する。週休日の設定が無理な場合は、県高体連事務局に相談し、競技専門部長名で参加校へ連絡する。

8 不審物等の対応

(1) 基本的な初期対応

競技専門部は、警察署等の検索結果をもとに、競技大会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じて関係機関を含め対応を協議する。

(2) 爆破予告等の電話等が入った場合

直ちに、その内容をメモし 110 番通報する。(録音機能等がある場合は、直ちに録音する。)

(3) 不審者を発見した場合

ア 声かけ等により不審な行動をとった場合は、立入の正当な理由を問い合わせ、理由がない場合は退去を命じる。

イ 危害を加える恐れのある場合は、隔離しすぐに警察へ通報する。

ウ 参加者を安全な場所へ避難誘導する。

エ 負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を実施し、消防に通報する。

オ 不審者が変質者の場合は、被害者へのケアを行う。

力 必要に応じて、保護者等への連絡、説明等を行う。

キ 重大な事案においては県高体連事務局へ P.18【報告様式】により報告する。

(4) 不審物を発見した場合

「触れず・動かさず・近づかず」に、直ちに 110 番通報し、処理を専門家に委ねる。

9 Jアラート発令時の対応

(1) 参加者への周知

以下の場合について各自、速やかな避難行動をとるよう周知する。

場合	対応
競技大会への移動前	自宅待機とする。
移動中	速やかに安全な場所に避難する。
屋外にいる場合	近くの建物の中か地下に避難する。
建物がない場合	物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
屋内にいる場合	窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。
競技大会中	競技専門部は、原則として活動を中断し、観客等を含め避難指示を行い、大会参加者は、避難指示に従う。

(2) 正確かつ迅速な情報収集

ア 情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従う。

イ 参加者の安否を確認し、必要に応じて保護者への安否情報の伝達を行う。

ウ 必要に応じて、生徒の保護者への引き渡しを行う。

エ Jアラートに関する対応については、中止・順延・中断・再開・代替案の採用、その他がある場合には、県高体連事務局へ P.18【報告様式】により報告する。

10 疾病等の予防及び対応

(1) 食中毒発生時の対応について

競技専門部は、食中毒若しくは食中毒の恐れがあると診断された大会参加者が発生した場合は、速やかに医療機関を受診させる。必要に応じて各保健所に通報、連絡し県高体連事務局へ P.18【報告様式】により報告する。

(2) 感染症等の予防及び対応について

① 感染症等の予防について

大会開催前に選手の体調管理の指導をし、体調の優れない者はなるべく参加を控えるように促す。競技専門部は競技会場では手洗い・うがい等感染予防対策を促す。屋内では会場の換気をこまめにする等の感染予防に努める。

② 感染症等の発生時における対応について

ア 発熱や嘔吐、下痢などの症状を訴える参加者が発生し、インフルエンザやノロウイルス等に感染もしくは感染の恐れがあると予想される場合には、速やかに感染者を隔離するなど集団感染の拡大防止に努める。

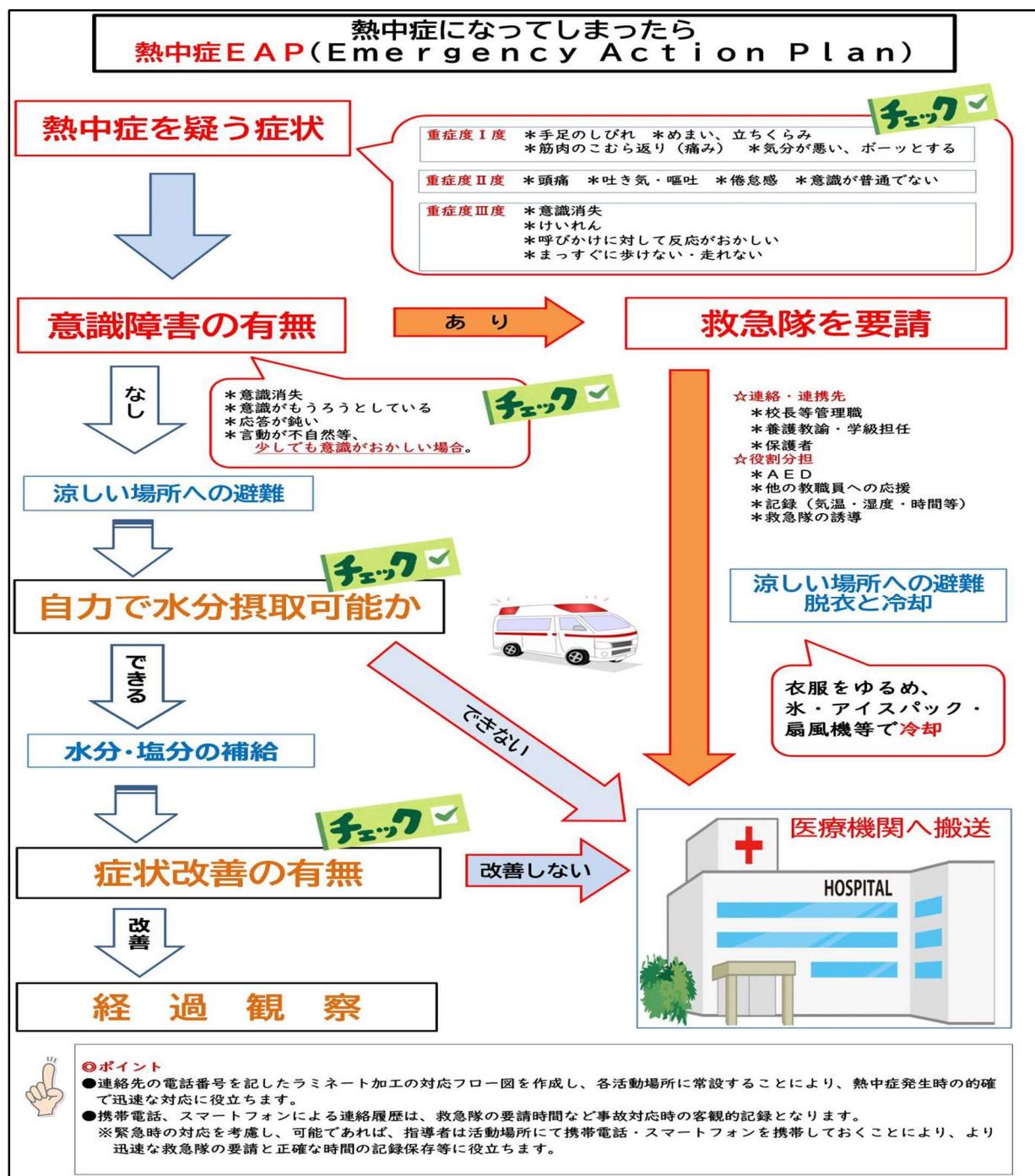
イ 体調を確認し、状況に応じて、保護者への連絡と迎えの要請、医療機関への受診依頼などを指示する。

(3) 热中症予防及び対応について

競技専門部は、大会参加者に対して、熱中症指数計等により測定した気温や湿度等を周知するとともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

また、救急処置が必要な場合は、下記のとおり対応する。

○熱中症EAP(「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」H29奈良県教育委員会)



II 個人情報及び肖像権に関する取り扱い

「個人情報の保護に関する法律」の施行にともない、奈良県高等学校体育連盟では、参加申込・大会結果の公表等における個人情報や特定される肖像権の取り扱いについて以下のとおり対応することとします。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介することがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載することができます。

2 競技結果(記録)等の取り扱い

- (1) 競技会場内でアナウンス等により紹介することができます。
- (2) 競技会場内外の掲示板等に掲載することができます。
- (3) 本連盟が認めた報道機関等により、新聞・雑誌・放送及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (4) 各専門部が作成する「大会報告書」に記載し、ランキング表や本連盟が発刊する「記録集」に掲載します。
- (5) 新記録・優勝及び上位入賞結果(記録)等は、次年度以降の大会プログラムに掲載することができます。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 本連盟が認めた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・大会報告書・記録集及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 本連盟が認めた報道機関等が撮影した映像が、中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) 本連盟が認めた報道機関等から、事前に本人または監督に承諾を得て、個人またはチームに對し、撮影や取材を受けることがあります。
- (4) 本連盟が認めた業者により、記念写真等が関係者に販売されることがあります。

4 県高体連及び各専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記の目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応します。ただし、生徒・保護者から学校長に対し、個人情報の公表に同意されない申し出がある場合は、その意志を尊重して対応します。
- (3) 個人情報等の掲載または公表等に関してのご質問は、奈良県高等学校体育連盟事務局までご連絡ください。

連絡先・問い合わせ先

〒636-0343 磐城郡田原本町秦庄22-1 県立教育研究所 内
奈良県高等学校体育連盟 事務局
TEL/FAX 0744-33-8101
E-mail nakoutai@gmail.com

12 参考資料

(1) 奈良県部活動の在り方に関する方針

令和2年4月

奈良県部活動の在り方に関する方針

奈 良 県
奈良県教育委員会

部活動の意義

- 学校の部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツや芸術文化等に関心をもつ同好の生徒が教員等の指導の下に、自発的・自主的にスポーツや文化活動を行うものであり、より高い水準の記録や技能の習得に挑戦する中で、スポーツや文化活動の楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。
- また、部活動は、生徒が授業で体験し、興味・関心をもった事柄を更に深く体験するとともに、授業で身につけた技能等を発展・充実させることができるものであり、逆に、部活動での成果を授業で生かし、他の生徒に広めることもできるものである。
- さらに、部活動は、自主的に自分の好きな分野での活動に参加することにより、スポーツや文化活動に生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教員等と密接にふれあう場として大きな意義を有するものである。
- このように、部活動は生徒のスポーツや文化活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。

奈良県部活動の在り方に関する方針の策定

奈良県では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁策定「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、部活動が、より一層有意義な活動となるための指針として、学校の部活動を対象とし、「奈良県部活動の在り方に関する方針」を策定する。

適切な運営のための体制整備

- 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、本方針を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、自校の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教員等の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。
- 各校の実態に応じて、部活動指導員や外部指導者を積極的に任用する。
- 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部及び文化部の設置

- を推進する。
- 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
 - 生徒や教員等の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

適切な活動時間・休養日等の設定

- 活動時間
 - ・平日は2時間程度
 - ・休業日は3時間程度（長期休業を含む）

ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点に留意する必要があることから、学校や地域の状況、生徒の発達の段階、生徒の多様なニーズ等に応じ、活動時間を設定することもできる。

その際は、生徒・保護者に十分な理解を得るとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう計画を立てること。
 - 休養日
 - ・原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。土曜日及び日曜日に大会やコンクール、コンテスト、発表会等に参加した場合は、他の日に振り替える。)
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ※ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等について指導し、安全に活動できるようにする。
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、適切な判断が下せるようマニュアルを作成するなどし、熱中症などの事故防止に努める。

※ 参考：「学校管理下における体育・スポーツ活動中の事故を防止するために」

（奈良県教育委員会 平成29年3月）

- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。

※ 参考：「信頼される教職員であり続けるために（奈良県教育委員会 平成26年3月）」

(2) スポーツ・ハラスメントへの対応



『スポハラ（スポーツ・ハラスメント）』とは？

「スポハラ（スポーツ・ハラスメント）」とは、スポーツの現場において、「暴力」、「暴言」、「ハラスメント」、「差別」など“安全・安心にスポーツを楽しむことを害する行為”的ことです。

指導者と指導を受ける者との関係のみならず、スポーツの現場における関係者の誰によっても、また誰に対してであっても、スポハラは起こります。



Japanese
Olympic
Committee



スポーツ・ハラスメント
NO! BIG

(3) 盗撮等が疑われる行為への対応

アスリートの盗撮、 写真・動画の悪用、 悪質なSNS投稿は 卑劣な行為です。

スポーツは、子供から大人まで誰もが楽しめるものです。そのためにも安心してスポーツに取り組める環境を守っていく必要があります。盗撮はもちろん、アスリートの写真・動画を使用した性的目的のSNS投稿やWEB掲載は、アスリート、更には多くのファン、家族、関係者を傷つける絶対に許されない卑劣な行為です。すべてのアスリートが競技に集中し、スポーツを心から楽しめる環境を守るため、スポーツ界全体でこの問題に取り組みます。

大会における盗撮防止事例を共有し、各大会での防止策の取り組みを後押しします。
研修等を通じ、アスリート自身がネットやSNSで身を守る必要性を啓発していきます。
SNS投稿やWEB掲載の実態把握に努め、関係機関に共有していきます。

この問題を解決するには皆さんのご理解が欠かせません。
これからも安心してスポーツができる環境を守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

安全な環境を、すべてのスポーツ愛好者のために。
SAVE ATHLETES, SAVE SPORT.

大会会場で盗撮等が疑われる行為を見かけましたら大会主催者にお知らせください。

アスリートを傷つける性的目的のSNS投稿やWEB掲載を見かけましたら下記サイトよりご連絡ください。
今後の対応に活用するとともに、悪質な事例については当局への通報も検討します。



<https://www.joc.or.jp/about/savesport/>

- ▶ 盗撮は迷惑防止条例で犯罪として処罰される可能性があります。
- ▶ SNS等で本人の名誉を傷つける書き込みは犯罪(名誉毀損罪)として処罰される可能性があります。
- ▶ 匿名による投稿であっても、法的手続により、投稿者が特定され、損害賠償請求の対象になる可能性があります。

公益財団法人 日本オリンピック委員会 公益財団法人 日本スポーツ協会 公益財団法人 日本障がい者スポーツ協会 一般社団法人 大学スポーツ協会
公益財団法人 全国高等学校体育連盟 公益財団法人 日本中学校体育連盟 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

緊急事案発生時の報告書

第 報	報告時間: 令和 年 月 日() 時 分		
競技大会名 (専門部名)	【 () 】 大会 競技専門部		
発生日時	月 日() 時 分 頃		
発生場所			
報告者	氏名:	携帯:() —	
	区分: 専門委員長・監督・引率教諭・その他()		
事故者 (発病者)	学校名	高等学校	学年
	ふりがな 選手氏名	年齢()歳	
	保護者名		
	連絡先 () —		
発生状況			
発生後の 処置			
受診医療 機関	医療機関名	TEL () —	
送信先	奈良県高体連事務局 TEL:(0744)33-8101 E-mail:nakoutai@gmail.com		

※ 電話連絡を必ずすること。

※ 本用紙をあらかじめコピーし、第1報から2報、3報と報告し、最後は必ず最終報として報告すること。